

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月28日(2021.10.28)

【公表番号】特表2020-536713(P2020-536713A)

【公表日】令和2年12月17日(2020.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2020-051

【出願番号】特願2020-540856(P2020-540856)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/02 A

A 6 1 F 13/02 3 1 0 J

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月17日(2021.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療用ドレッシング材であって、

第1主面と、前記第1主面の反対側の第2主面とを含むバッキング層であって、前記バッキング層がバッキング外辺部を含む、バッキング層と、

前記バッキング層の前記第2主面上の接着剤と、

前記接着剤に取り外し可能に取り付けられた剥離層と、

前記バッキング層に固定された支持材であって、前記支持材が、前記バッキング層よりも低弾性であり、前記支持材が、前記バッキング外辺部から内部方向に間隔があいている支持外辺部を備え、これにより、前記バッキング層が、前記支持外辺部と前記バッキング外辺部との間に辺縁を形成する、支持材と、

前記バッキング層の前記第1及び第2主面を通して形成されたチューブスロットであって、前記チューブスロットが、前記バッキング層の前記バッキング外辺部を分断する受容端から前記バッキング層内に位置する終端まで延び、前記チューブスロットが、前記チューブスロットの前記受容端から前記終端まで延びる一対の対向する縁部を備え、前記チューブスロットの前記一対の対向する縁部が前記支持材の前記支持外辺部を分断し、更に、前記一対の対向する縁部の各対向する縁部の少なくとも一部分が前記支持材のチューブスロット縁部と一致する、チューブスロットと、

を含む、医療用ドレッシング材。

【請求項2】

前記支持材が、前記チューブスロットの前記対向する縁部の全てと一致する、請求項1に記載の医療用ドレッシング材。

【請求項3】

前記チューブスロットが第1のチューブスロットを備え、更に、前記医療用ドレッシング材が第2のチューブスロットを備え、前記第2のチューブスロットが、前記バッキング層の前記第1及び第2主面を通して形成されており、前記第2のチューブスロットが、前記バッキング層の前記バッキング外辺部を分断する受容端から前記バッキング層内に配置された終端まで延び、前記第2のチューブスロットが、前記第2のチューブスロットの前記受容端から前記終端まで延びる一対の対向する縁部を備える、請求項1又は2に記載の

医療用ドレッシング材。_____

【請求項 4】

前記チューブスロットは、前記チューブスロット長さに対して横断して測定された最大チューブスロット幅が、前記チューブスロット長さの 5 % 以上である、請求項3に記載の医療用ドレッシング材。_____

【請求項 5】

前記バッキング層が透明であり、
液体に対して概ね不透過性であり、37 / 100 ~ 10 % RHにおいて少なくとも300 g / m² / 24 時間の速度で水蒸気を透過できる、請求項1 ~ 4のいずれか一項に記載の医療用ドレッシング材。_____

【請求項 6】

前記受容端と前記終端との間の距離が長さ A であり、前記バッキング外辺部の第 1 部分は長さ B を有し、前記長さ B は前記長さ A の 2 倍以下である、請求項 5 に記載の医療用ドレッシング材。_____